

# 福島第一原子力発電所における 労災隠し未然防止のための取り組みについて

2025年6月6日

---

東京電力ホールディングス株式会社

**TEPCO**

# 1. 労災隠し未然防止のための取り組み内容

---

## 1. 福島第一原子力発電所で発生した事案の共有

- 書類送検事案（送検日：2024年7月18日）の共有
  - ・実施日と会議体：2024年7月25日（木）安全衛生推進協議会
  - ・事案：2022年2月17日に1F構内で発生した労働災害
  - ・内容：災害発生状況ならびに原因と再発防止
  
- 書類送検事案（送検日：2025年3月4日）の共有
  - ・実施日と会議体：2025年3月13日（木）安全衛生推進協議会
  - ・事案：2022年6月14日に1F構内で発生した労働災害
  - ・内容：災害発生状況ならびに原因と再発防止

# 1. 労災隠し未然防止のための取り組み内容

---

## 2. 意識啓蒙

### ■ 労災隠し防止教育用DVD視聴

- ・実施日と会議体：2024年7月25日（木）安全衛生推進協議会
- ・内容：労災隠しは犯罪であることの再確認

### ■ 福島県内で発生した労災隠し事案の共有

- ・実施日と会議体：2025年2月13日（木）安全衛生推進協議会
- ・内容：福島労働局にて令和6年に公表された労災隠し事案を共有

### ■ パートナー（元請企業）朝礼への1F幹部参加による注意喚起

- ・期間：2025年3月～4月

### ■ 『福島第一 作業安全ハンドブック』の改訂と所員・作業員等への配布

- ・配布開始日：2025年5月13日
- ・発行部数：12,700部



**意識啓蒙については、継続的（年2回程度）に実施し、未然防止を図る**

# 【参考1】書類送検事案（送検日：2024年7月18日）の共有



厚生労働省 福島労働局

**Press Release**

富岡労働基準監督署発表  
令和6年7月18日（水）

令和6年7月18日  
【係会先】  
富岡労働基準監督署  
監督・安着課長 川崎 和彦  
(電 話) 0240(22)3003

報道関係者 各位

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなかった疑い～

富岡労働基準監督署（署長 寺嶋敏之）は、本日、株式会社YAMATO及び同社代表取締役、並びに共犯者2名を、労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁いわき支部に書類送検しました。

**【事件の概要】**

令和4年2月17日、福島県双葉郡大畑町の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所構内において発生した休業4日以上の労働災害について、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなかった疑い。

- 1 被疑者
  - (1) 株式会社YAMATO（3次下請）  
所在地：福島県いわき市小名浜  
事業内容：建設業
  - (2) 同社 代表取締役A
  - (3) 2次下請会社X 作業所長B
  - (4) 2次下請会社X 現場監督C
- 2 違反条文
 

労働安全衛生法違反

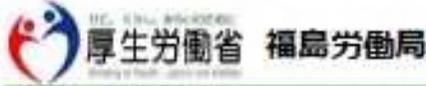
同法第100条第1項（報告等）  
労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

同法第129条第5号（罰則）  
同法第122条（両罰規定）  
刑法第60条（共同正犯）
- 3 災害の概要
 

令和4年2月17日、福島県双葉郡大畑町の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所構内において、被疑者株式会社YAMATOの労働者Dが作業場所に向かって移動していたところ、Dが濡れた階段の路面で足を滑らせ転倒し、休業2か月を要するけがを負う労働災害が発生しました。

※福島労働局HPより引用

## 【参考2】書類送検事案（送検日：2025年3月4日）の共有



厚生労働省 福島労働局

**Press Release**

宮岡労働基準監督署発表  
令和7年3月4日（火）

令和7年3月4日  
【関係先】  
宮岡労働基準監督署  
監督・安藤課長 川越 和彦  
（電 話）0240(22)33003

報道関係者 各位

### 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなかった疑い～

宮岡労働基準監督署（署長 寺嶋勉之）は、本日、福島復興給食センター株式会社及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁いわき支部に書類送検しました。

**【事件の概要】**  
令和4年6月14日、福島県双葉郡大畑町の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所構内において発生した休業4日以上の労働災害について、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなかった疑い。

- 1 被疑者
  - (1) 福島復興給食センター株式会社  
所在地：福島県双葉郡大畑町大字大川原  
事業内容：配達飲食サービス業
  - (2) 同社 代表取締役A
- 2 違反条文  
被疑者福島復興給食センター株式会社、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反  
同法第100条第1項（報告等）  
労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）  
同法第120条第5号（罰則）  
同法第122条（罰則規定）
- 3 災害の概要  
令和4年6月14日、福島県双葉郡大畑町の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所構内において、被疑者福島復興給食センター株式会社の労働者Bが協力企業構内を移動していたところ、床面に置かれていた移動式のスロープにつまずき転倒し、4日以上を要するけがを負う労働災害が発生しました。
- 4 被疑内容  
労働安全衛生法では、休業4日以上を要する労働災害が発生した場合、事業者は、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなければならないことが規定さ

※福島労働局HPより引用

## 【参考3】福島県内で発生した労災隠し事案の共有

2025年2月13日  
安全衛生推進協議会  
説明資料（抜粋）

### 1. 目的

- ・2024年7月25日の安全衛生推進協議会にて、2022年2月17日に福島第一原子力発電所構内で発生した労働災害について、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなかった疑いにより書類送検された事例を共有し同様事象の発生防止を誓いました。
- ・本日は、福島労働局にて令和6年に公表された事例を共有し再発防止を再認識する機会とするものです。

### 2. 福島労働局にて公表された労働者死傷病報告の未報告事例（令和6年）

労働基準関係法令違反に係る公表事案

福島労働局

最終更新日：令和6年12月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) Glow Line	福島県郡山市	R6. 5. 10	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害について、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出せず、提出した同報告書についても内容を偽っていたもの	R6. 5. 10送検
株式会社YAMATO	福島県いわき市	R6. 7. 18	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの。	R6. 7. 18送検
株式会社角翔	福島県郡山市	R6. 12. 6	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの。	R6. 12. 6送検

※福島労働局HPより引用 **TEPCO**

## 【参考3】福島県内で発生した労災隠し事案の共有

### <再確認をおこなった公表資料（3事案）>

【所会先】  
郡山労働基準監督署  
副署長 葛西 聡  
第一主査主任 村上 航  
電話 024-922-1370

### 労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

～労災かくし（労働者死傷病報告書の未提出及び虚偽報告）の疑い～

郡山労働基準監督署（署長 望藤 勝）は、本日、下記の労働安全衛生法違反被疑事件を郡山区検察庁に書類送検した。

記

- 被疑者
  - 株式会社 Glow Line  
所在地：福島県郡山市亀田一丁目55番2号  
事業内容：建設業
  - 同社代表取締役（44歳・男性）
- 事件の概要  
令和4年6月22日、福島県郡山市堂前町内で施工する店舗の増設工事現場において、株式会社 Glow Line の労働者Aが、携帯用丸のこ盤を使用して外壁の下地となる木材を切断中、携帯用丸のこ盤の歯が左手指に接触して負傷し、4日以上の休業を要する労働災害が発生した。  
本件労働災害について、本署は、災害発生地を管轄とする郡山労働基準監督署長に対し、遅滞なく、労働者死傷病報告書を提出しなければならないのに、同社の代表取締役は、令和5年12月27日に至るまで同報告書を郡山労働基準監督署長に対し提出せず、提出した同報告書についても、工事名、被災地の場所等を偽った内容で作成し、提出した疑い。
- 被疑条文（別紙1「関係法令」参照）  
労働安全衛生法違反  
同法第100条第1項（報告等）  
労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）  
同法第120条第5号（罰則）  
同法第122条（両罰規定）

【所会先】  
富岡労働基準監督署  
監査・安衛課長 川島 和彦  
（電話）0240(22)3003

### 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなかった疑い～

富岡労働基準監督署（署長 寺嶋 徹之）は、本日、株式会社 YAMATO 及び同社代表取締役、並びに共犯者2名を、労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁いわき支部に書類送検しました。

報道関係者 各位

【事件の概要】

令和4年2月17日、福島県双葉郡大畑町の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所構内において発生した休業4日以上の労働災害について、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなかった疑い。

- 被疑者
  - 株式会社 YAMATO（3次下請）  
所在地：福島県いわき市小名浜  
事業内容：建設業
  - 同社 代表取締役A
  - 2次下請会社X 作業所長B
  - 2次下請会社X 現場監督C
- 違反条文  
労働安全衛生法違反  
同法第100条第1項（報告等）  
労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）  
同法第120条第5号（罰則）  
同法第122条（両罰規定）  
罰法第60条（共同正犯）
- 災害の概要  
令和4年2月17日、福島県双葉郡大畑町の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所構内において、被疑者株式会社 YAMATO の労働者Dが作業場所に向かって移動していたところ、Dが濡れた階段の縁面で足を滑らせ転倒し、休業2か月を要するけがを負う労働災害が発生しました。

【所会先】  
富岡労働基準監督署  
監査・安衛課長 川島 和彦  
（電話）0240-22-3003

### 労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

～労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなかった疑い～

富岡労働基準監督署（署長 寺嶋 徹之）は、本日、下記の労働安全衛生法違反被疑事件を福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。

記

- 被疑者
  - 株式会社 角 用  
（本店：福島県郡山市片平町宇新橋塚の番地の1 業種：解体業）
  - 同社 専務取締役A（53歳 男性）
- 事件の概要  
令和6年8月8日、福島県双葉郡双葉町の福連田地区域内に所在する建築物の解体工事現場において、解体用つかみ機でつかんでいた鉄骨が株式会社角用の労働者の右足に衝突したことにより負傷し、4日以上の休業を要する労働災害が発生した。  
本件労働災害について、本署は、災害発生現場を所轄する富岡労働基準監督署長に対し、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないのに、同社専務取締役Aは、当該労働災害が福島県郡山市に所在する同社資材置場で発生したものであるとして、同社資材置場の所在地を所轄する郡山労働基準監督署長に対し、被災の場所及び災害発生状況等を偽った内容の労働者死傷病報告書を提出し、所轄の富岡労働基準監督署長に対し、遅滞なく同報告書を提出しなかった疑い。
- 罰名及び罰条（別紙「関係法令」参照）  
労働安全衛生法違反  
同法第100条（報告等）  
労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）  
同法第120条第5号（罰則）  
同法第122条（両罰規定）
- 添付資料  
別紙 関係法令

※福島労働局HPより引用

**TEPCO**

## 【参考4】『福島第一 作業安全ハンドブック』の改訂と所員・作業員等への配布

### <改訂内容>

全面改訂

## 第15条

# 労災かくし・偽装請負 を防止する

---

### 1. 労災かくしを防止する

**[法令違反]**  
事業者が労災事故の発生をかくすため、労働者死傷病報告（労衛第100条、労衛則第97条）を「**故意に提出しないこと**」「**虚偽の内容を記載して提出すること**」である

**[労災かくしの防止方法]**

- ・1F敷地内で**ケガ・体調不良**を起したら、**ER**へ連絡し**治療**を受ける
- ・帰宅後に作業中に起きたケガ（打撲、捻挫等外傷）で外来で受診、治療した場合でも、**元請企業まで報告**する（工事主管Gにも連絡する）

※『福島第一 作業安全ハンドブック』の該当箇所（抜粋）